

岩手県告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成28年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
新岩手農業協同組合	滝沢市鶴飼向新田7番地76	J A新しいわてホームヘルプステーションくじ	久慈市中央一丁目57番地	平成28年2月29日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
新岩手農業協同組合	滝沢市鶴飼向新田7番地76	J A新しいわてホームヘルプステーションくじ	久慈市中央一丁目57番地	平成28年2月29日